

平成 28 年度 5 月補正予算案等の概要

I 補正予算案について

当初予算編成後の状況の変化により、早急に補正を要するものについて対応するため、補正予算措置を講ずる。

1 歳入・歳出補正予算案の概要

(1) 会計別予算額

(単位：百万円、%)

会計別	当初予算額	5月補正 予算額	5月現計 予算額	28年度5現/ 27年度6現
一般会計	2,013,748	158	2,013,906	102.3
特別会計	1,247,787	—	1,247,787	95.7
企業会計	108,298	—	108,298	96.4
計	3,369,834	158	3,369,992	99.6

(注) 計数は、表示単位未満切り捨てのため、符合しないことがある。

(2) 一般会計の財源内訳

(単位：百万円)

款別	当初予算額	5月補正 予算額	5月現計 予算額
繰入金	98,856	158	99,014
その他	1,914,891	—	1,914,891
計	2,013,748	158	2,013,906

(注) 計数は、表示単位未満切り捨てのため、符合しないことがある。

2 補正予算案の主な内容

㊦ 医療介護人材の確保・育成（地域医療介護総合確保基金事業）（P 2、3 参照）

1億5,815万円

地域における医療介護サービスの提供体制を強化するため、地域医療介護総合確保基金を活用し、質の高い介護サービスを行っている事業所等に対する神奈川独自の奨励金制度の創設や、新たな介護人材の参入促進等に関する事業を実施する。

㊧ 体育センター等特定事業費（P 4 参照）

【債務負担行為の設定】 期間 平成 28 年度～平成 46 年度
限度額 257億3,009万円

老朽化が著しい体育センター（藤沢市善行）について、隣接する総合教育センターとの一体的整備を図り、全ての県民のスポーツ振興拠点として再整備するにあたり、建替えから維持管理までを P F I 事業として実施するため、債務負担行為を設定する。

3 補正予算案 関係資料

医療介護人材の確保・育成 (地域医療介護総合確保基金事業)

1 目的

団塊の世代が後期高齢者となる 2025 年（平成 37 年）に向けて、地域における医療介護サービスの提供体制を強化するため、地域医療介護総合確保基金を活用し、質の高い介護サービスを行っている事業所等に対する神奈川独自の奨励金制度の創設や、新たな介護人材の参入促進等に関する事業を実施する。

2 補正予算額 1 億 5, 815 万円

3 事業内容

(1) (新) 優良介護サービス事業所等奨励金（P 3 参照）

2,240 万円

事業概要	補正予算額
要介護度の維持・改善等に対する取組みを促進するため、要介護度の維持・改善、人材育成、処遇改善に成果をあげた介護サービス事業所等に対して、更なる取組みのインセンティブとなる奨励金（1 事業所 100 万円）を交付する。	2,240 万円

(2) 人材の確保に関する事業

1 億 1,088 万円

事業概要	補正予算額
① (新) 中高年齢者介護分野就労支援事業費 新たな介護人材の参入を促進するため、介護分野での就労は未経験であるが就労意欲のある中高年齢者を対象に、介護の導入的研修である介護職員初任者研修を実施するとともに、介護サービス事業所等への就労あっ旋を行い、資格取得から就労までを一貫して支援する。	4,828 万円
② (新) 介護助手導入検討事業費 介護助手の導入を検討するため、高齢者施設等において、中高年齢者を一定期間、介護助手として雇用し、その結果を分析して介護職と介護助手との機能分化に関する評価・検証を行うモデル事業を実施する。 ※介護助手：専門性を必要としない介護周辺の業務（洗濯、食事配膳等）を行うスタッフ。	6,260 万円

(3) 人材の育成に関する事業

2,487 万円

事業概要	補正予算額
① (新) 喀痰吸引等研修実施体制強化事業費補助 医療と介護のニーズを持つ高齢者等への対応を向上させるため、喀痰吸引等研修を新規開講又は拡充する事業者が必要とする研修機器などの経費に対して補助する。	2,000 万円
② (新) 認知症看護支援事業費 医療機関における認知症ケアを向上させるため、看護職員を対象に、入院から退院までのプロセスに沿った必要な基本的知識や個々の認知症の特徴・症状に対する実践的な対応力を習得するための研修を実施する。	487 万円

問い合わせ先

(1)、(2)について)	保健福祉局福祉部地域福祉課	課長 笹島	電話 045-210-4740
(3)①について)	保健福祉局福祉部高齢福祉課	介護サービス担当課長 板橋	電話 045-210-4801
(3)②について)	保健福祉局福祉部高齢福祉課	課長 青木	電話 045-210-4830

新 優良介護サービス事業所等奨励金
～頑張った介護が報われる社会へ～

1 目 的

要介護度の維持・改善等に対する取組みや従事者の資質向上・定着を促進するため、質の高い介護サービスの適切な評価等を通じ、要介護度の維持・改善、人材育成、処遇改善に成果をあげた介護サービス事業所等にインセンティブとなる奨励金を交付する、神奈川独自の制度を創設する。

2 補正予算額 2,240万円

3 事業内容

要介護度の維持・改善、人材育成、処遇改善に成果をあげた介護サービス事業所等に対して、更なる取組みのインセンティブとなる奨励金（1事業所100万円）を交付する。

(1) 対象	県内の介護サービス事業所及び施設
(2) 評価・選考	要介護度の維持・改善、人材育成、処遇改善に係る成果を評価するとともに、検証調査を実施し、外部有識者等で構成する選考会において選考する。
(3) 事業所等への奨励金	20事業所以内 (サービス区分(訪問系、通所系、居住系、入所系)ごとに5事業所)
	知事から頑張った事業所等への応援メッセージを伝えるとともに、介護サービスの質の向上に資する奨励金(1事業所100万円)を交付する。



問い合わせ先

保健福祉局福祉部地域福祉課 課長 笹島 電話 045-210-4740

新 体育センター等特定事業費

1 目的

老朽化が著しい体育センター（藤沢市善行）について、隣接する総合教育センターと一体的整備を図り、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の事前キャンプにも活用できる、全ての県民のスポーツ振興拠点として再整備するにあたり、建替えから維持管理までをPFI事業により進める。

2 債務負担行為の設定

- ・ 期間 平成 28 年度～平成 46 年度
- ・ 限度額 257億3,009万円

3 PFI事業の範囲

- (1) 施設整備業務
 - ・ 本館棟（地上7階建て）
 - ・ 第2アリーナ・プール棟（地上2階建て）
 - ・ 宿泊棟（地上4階建て） など
- (2) 維持管理業務（屋外競技施設等を含む施設全体）
- (3) 運営支援業務（屋外競技施設等を含むスポーツ関連施設）
- (4) 附帯業務（飲食施設等の運営業務）

4 実施スケジュール

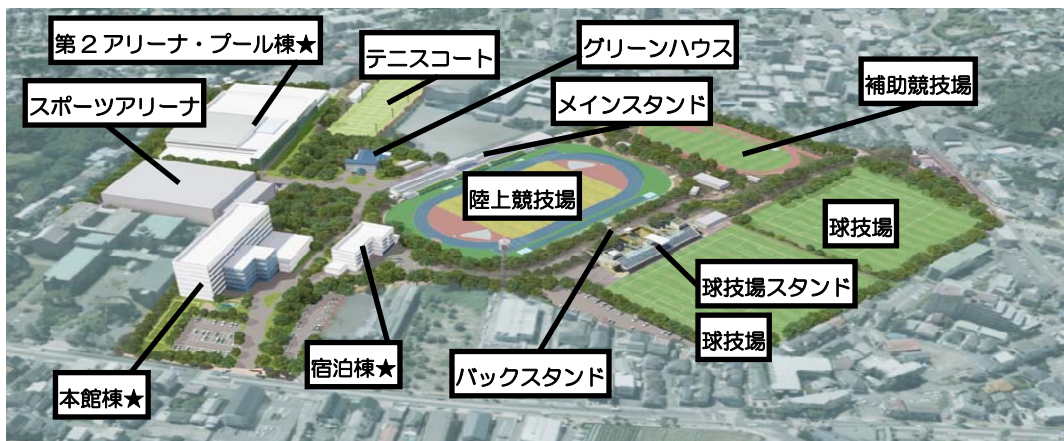
- (1) 今後の予定

- ア 入札公告 平成 28 年 7 月
- イ 事業者の選定 平成 29 年 2 月
- ウ 契約の締結 平成 29 年 7 月

- (2) 工事等スケジュール（施設整備については、PFI方式と県直営方式を併用）

		H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	～H46年度
内容	PFI方式	アドバイザー業務	新築等建物の設計・工事 ・本館棟 ・第2アリーナ・プール棟 ・宿泊棟 など			スポーツ施設供用開始	維持管理・運営支援業務 本館棟供用開始	
	県直営方式	現本館棟等の除却工事	球場の一部人工芝化工事等	陸上競技場スタンド等の改修工事設計	(改修工事)			

5 再整備イメージ（★印の施設はPFI事業により新築する建物）



問い合わせ先
 教育局行政部教育施設課 課長 日比野 電話 045-210-8061

II 条例案等について

1 提出予定議案の概要

区 分	提案件数
条 例 の 改 正	9 件
工事請負契約の締結	1 件
工事請負契約の変更	3 件
動 産 の 取 得	1 件
指定管理者の指定	5 件
訴 訟 の 提 起	1 件
計	20 件

2 主な条例案

【条例の改正】

○ 神奈川県立の看護専門学校の改編等に関するもの2条例（P8参照）

平成29年4月からの平塚看護専門学校の4年制改編に向け、学校名を「神奈川県立平塚看護大学校」に変更するとともに、修業年限及び授業料を改定するため、所要の改正を行う。

併せて、よこはま看護専門学校及び衛生看護専門学校の授業料を改定するため、所要の改正を行う。

① 神奈川県立平塚看護専門学校条例の一部を改正する条例

② 神奈川県立よこはま看護専門学校条例及び神奈川県立衛生看護専門学校条例の一部を改正する条例

[保健福祉局保健医療部保健人材課長 TEL 045-210-4742]

3 その他の提出予定議案

【条例の改正】

○ 神奈川県議会議員及び神奈川県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

公職選挙法施行令の一部改正により、選挙運動費用に係る公費負担の限度額が改定されたことに伴い、所要の改正を行う。

[政策局自治振興部市町村課長 TEL 045-210-3160]

○ 事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

医療法の一部改正に伴い、新たに知事の権限とされた医療法人の組織再編の認可事務等を、既に関連事務の移譲を受けている関係市が処理すること等に関し、所要の改正を行う。

[政策局自治振興部市町村課長 TEL 045-210-3160]

○ 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

個人県民税の税額控除の対象となる寄附金を受け入れるNPO法人（1法人）を新たに指定するため、所要の改正を行う。

[県民局くらし県民部NPO協働推進課長 TEL 045-210-3700]

○ 保育士等配置要件の緩和に関するもの3条例

厚生労働省令等の一部改正に伴い、保育所等における保育士の配置要件等が緩和されたことを踏まえ、所要の改正を行う。

- ① 認定こども園の要件を定める条例の一部を改正する条例
- ② 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- ③ 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

[県民局次世代育成部次世代育成課長 TEL 045-210-4660]

○ 介護保険法施行条例の一部を改正する条例

介護保険法施行規則等の一部改正により、介護サービス情報の公表対象となるサービスに地域密着型通所介護が追加されたことに伴い、介護サービス情報調査手数料について、所要の改正を行う。

[保健福祉局福祉部高齢福祉課長 TEL 045-210-4830]

【工事請負契約の締結】

名 称	工事の場所	工事請負金額
県営阿久和団地公営住宅新築工事 (3期-建築-第2工区) 請負契約	横浜市瀬谷区阿久和南 4丁目8-155外	8億1,832万8,420円

[県土整備局建築住宅部公共住宅課長 TEL 045-210-6533]

【工事請負契約の変更】

追加工事等による請負代金額の変更と工期の延長に伴い、工事請負契約を変更する。

名 称	請負金額		請負契約者
	変更後	変更前	
① 新庁舎改修及び増築工事(建築) 請負契約	93億7,982万520円	83億9,160万円	大成・京急・大洋特定建設工事共同企業体
② 新庁舎改修及び増築工事(衛生) 請負契約	12億392万280円	10億6,920万円	西原・菱和・万里特定建設工事共同企業体
③ 本庁舎電気設備改修工事請負契約	47億9,210万2,560円	44億4,420万円	関電工・中央電気工事・共栄社特定建設工事共同企業体

[総務局財産経営部施設整備課長 TEL 045-210-2550]

【動産の取得】

国の通知により、各都道府県の抗インフルエンザウィルス薬の新たな備蓄目標が示されたことを踏まえ、当該薬剤を取得する。

品 目	数 量	契 約 者 名	契 約 金 額
都道府県備蓄用ラピアクタ点滴静注液バイアル150mg	134,800バイアル	塩野義製薬株式会社 代表取締役社長 手代木 功	1億4,605万9,978円

[保健福祉局保健医療部健康危機管理課長 TEL 045-210-4790]

【指定管理者の指定】

	施設の名称	指定管理者候補		指定期間
		名称	主たる事務所の所在地	
①	秦野ビジターセンター及び西丹沢ビジターセンター	公益財団法人神奈川県公園協会	横浜市中区扇町三丁目8番地8	H29.4.1～H32.3.31
②	県営住宅（横浜等地域）	株式会社東急コミュニティー	東京都世田谷区用賀四丁目10番1号	H29.4.1～H34.3.31
③	県営住宅（川崎地域）	一般社団法人かながわ土地建物保全協会	横浜市中区日本大通33番地	H29.4.1～H34.3.31
④	県営住宅（相模原等地域）	一般社団法人かながわ土地建物保全協会	横浜市中区日本大通33番地	H29.4.1～H34.3.31
⑤	厚生住宅及び県営住宅（横須賀三浦地域）	一般社団法人かながわ土地建物保全協会	横浜市中区日本大通33番地	H29.4.1～H34.3.31

①[環境農政局緑政部自然環境保全課長 TEL 045-210-4301]

②から⑤[県土整備局建築住宅部公共住宅課長 TEL 045-210-6533]

【訴訟の提起】

○ 訴訟の提起について

県営住宅の不法占有に対する建物明渡等請求訴訟

県営住宅の不法占有者に対し、建物の明渡し及び損害賠償請求の訴訟を提起する。

[県土整備局建築住宅部公共住宅課長 TEL 045-210-6533]

4 条例案等 関係資料

神奈川県立平塚看護専門学校条例の一部を改正する条例並びに神奈川県立よこはま看護専門学校条例及び神奈川県立衛生看護専門学校条例の一部を改正する条例案の概要

1 目的

平成29年4月からの神奈川県立平塚看護専門学校の4年制改編に向け、神奈川県立平塚看護専門学校の「学校名」及び「修業年限」について、所要の改正を行う。

併せて、神奈川県立平塚看護専門学校、同よこはま看護専門学校及び同衛生看護専門学校の授業料の額について、教育環境の充実等を踏まえ、平成29年4月より改定するための所要の改正を行う。

2 内容

(1) 県立平塚看護専門学校の4年制導入に伴う改正

	現 行	改正案
学校名	神奈川県立平塚看護専門学校	神奈川県立平塚看護 <u>大</u> 学校
修業年限	3年	4年

(2) 県立の看護専門学校の授業料の改定

	現 行	改正案	
		平成29年4月1日～ (経過措置)	平成32年4月1日～
授業料(年額)	171,600円	199,200円	217,200円

3 施行期日

平成29年4月1日

問い合わせ先

保健福祉局保健医療部保健人材課

課長 楠 電話 045-210-4742

看護指導グループ 加藤 電話 045-210-4759